

令和5年

第8回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年8月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(3番樋口 隆委員、4番小幡 武重委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 第7回総会農地法第3条の規定による許可申請の一部訂正について
- 日程 7 第1号議案 農地移動適正化あっせん委員担当地区の一部変更について
- 日程 8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 11 協議第1号 あっせん基準の改定について
- 日程 12 協議第2号 あっせん基準作成協議会の設置について
- 日程 13 その他

- 令和5年8月28日（月） 9：00～17：00
・第1回農地パトロール（1日目）
【東・五十沢・石打地区】 <各地区委員・事務局>
- 令和5年8月29日（火） 9：00～17：00
・第1回農地パトロール（2日目）
【藪神・城内・塩沢地区】 <各地区委員・事務局>
- 令和5年8月30日（水） 9：00～17：00
・第1回農地パトロール（3日目）
【大崎・六日町・上田地区】 <各地区委員・事務局>
- 令和5年8月31日（木） 9：00～17：00
・第1回農地パトロール（4日目）
【浦佐・大巻・中之島地区】 <各地区委員・事務局>
- 令和5年9月15日（金） 10：30～
・第90回常設審議委員会
【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>
- 令和5年9月25日（月） 9：00～
・第9回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広			推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄			推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 2 名である。

推 5 番 笛木 正計 推 8 番 星野 覚雄

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長

総会を開催する前に、先般の7月総会を欠席されておりました、農業委員14番片桐京委員と推進委員16番島田徳敏委員からご挨拶をいただきたいと思います。

(委員自己紹介)

それでは、令和5年第8回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、推進委員5番笛木委員、推進委員8番星野委員から欠席届が出ていますのでこれを許します。よって農業委員が19名、推進委員が22名で合計41名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長

日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長

日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、3番樋口隆委員、4番小幡武重委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長

日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、私の方から1点報告させていただきます。

8月8日(火)に局長と農業委員会中越協議会総会に出席してまいりました。内容としては、皆様もご存じのとおり多くの農業委員会で今年の7月に委員の改選が行われ、それに伴う役職の異動についてでした。中越地区では、長岡市、刈羽村、津南町の会長がこのたびの改選で退任となったことにより、長岡市の諸橋会長と津南町の藤ノ木会長から中越協議会の監事、刈羽村の水品会長からは理事をやっていただくことになりました。また、今まで監事を務めておられた柏崎市の石塚会長に、津南町の涌井前会長の後任として新たに県農業会議の監事を務めていただくことになりましたので、この場を借りてご報告させていただきます。以上です。

他にございますでしょうか。無いようですので、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降14件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
6ページをご覧ください。こちらは4件です。

1 番、海士ケ島新田の田 1 筆で、転用のための解約です。後ほど 5 条申請があがってきます。

2 番、山崎の田 4 筆で、砂利採取のための解約です。後ほど 5 条申請があがってきます。

3 番、野田の田 1 筆で、非農地化したための解約です。こちらは非農地証明が交付されております。

4 番、吉里の田 1 筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

8 ページをご覧ください。こちらは 1 件です。

1 番、田崎の田 1 筆、砂利採取のための解約です。後ほど 5 条申請があがってきます。

(4) 農地法施行規則 29 条第 1 号の規定による通知について

まず、こちらの農地法施行規則 29 条第 1 号の規定による通知がどういったものなのかを簡単に説明させていただきます。こちらは農業用施設の届出と言われているもので、通常であれば、農地を農地外にする場合には農地法第 4 条もしくは第 5 条による申請をし、農業委員会から許可を受ける必要があるところを、転用面積が 200 m²未満で、転用目的が農業用施設の場合、農業委員会の許可が不要になります。ただし、施設を作って届出がない状態ですと土地の状況を把握することができませんので、こういった場合には、申請者の方からの届出ということで定められた書類を提出していただいております。

10 ページをご覧ください。こちらは 1 件です。

1 番、吉山新田の田 1 筆の内 187 m²です。転用目的は農機具格納庫建築のためです。届出日は令和 5 年 7 月 28 日で、地図等の資料については、資料の 1-3 ページをご覧ください。

第 1 号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

12ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が1件となっています。

1番、塩沢の田3筆、2,311㎡、売買の申出です。所有者が高齢になり耕作が困難になったため、農地を処分したいということであっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、8月7日に原澤委員、片桐健二委員を指名しています。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 第7回総会農地法第3条の規定による許可申請の一部訂正について

議長

日程6 第3号報告 第7回総会農地法第3条の規定による許可申請の一部訂正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第3号報告朗読)

14 ページをご覧ください。先月議決していただいた農地法第3条の規定による許可申請の議案の内容の中で、面積部分に訂正がありますので、報告いたします。

番号74番になります。申請地12筆のうち、最後の行にある君帰の田1筆の面積が誤っておりました。原因につきましては、該当の筆の中に農地扱いのところと原野扱いの部分があったため、農地部分についてのみの面積を記載してしまったというものです。

新たな面積につきましては、実際に現地を農業委員と見ており、その地番で間違いないということや現況も確認しておりますので、許可自体に問題はないのですが、面積が誤っていたために報告をあげさせていただいたものです。このような間違いは本来あってはならないものですが、担当も十分に反省しておりますし、私としても管理者責任を痛感しているところであります。今後このようなことがないように、新たにチェックシートを設けました。こちらを利用してお互いにチェックができるようにするなどチェック体制を強化し、再発防止に努めていきたいと思っております。

このたびは大変申し訳ありませんでした。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第1号議案 農地移動適正化あっせん委員担当地区の一部変更について

議長

日程7 第1号議案 農地移動適正化あっせん委員担当地区の一部変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号議案朗読)

16 ページをご覧ください。先月審議いただいたあっせん
の担当地区の変更です。こちらは退任された委員の担当地
区に新委員を割り振ったものを基に作ったものなのです
が、藪神地区の市野江から辻又については市野江に志太委
員がいらっしゃいますので、小幡委員はそのままに樋口委
員ではなく志太委員に担当していただいた方が、あっせん
活動をするうえで適当ではないかと考え、議案としてあげ
させていただくものです。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません
か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議
案 農地移動適正化あっせん委員担当地区の一部変更につ
いては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されま
した。

**日程8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申
請について**

議 長

日程8 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申
請についてを議題といたします。事務局の説明を求めま
す。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

18 ページをご覧ください。今月の3条申請は11件です。

79番、売買による所有権移転です。浦佐の田1筆73㎡で、対価は㎡あたり500円です。こちらは所有者の方が農地を処分したいという意向があり、また、譲受人が申請地と相分けになっている農地を所有していることから、申請地と所有地を一体的に耕作したいということで申請があがったものです。譲受人の家族は法人の構成員であり、取得後はその方が耕作する予定ということです。申請理由は経営規模拡大のためです。

80番、売買による所有権移転です。浦佐の田1筆304㎡で、対価は㎡あたり329円です。こちらは先ほどの79番案件と所有者の方が同じ方の案件で、こちらも所有者の農地を処分したいという意向があり、現在申請地を耕作している方が農地を取得するというので今回申請があがったものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

81番、売買による所有権移転です。今町の畑1筆33㎡で、対価は㎡あたり1,515円です。道路改良事業の残地部分にあたる申請地を隣接地の所有者である譲受人が取得し、一体的に耕作したいというもので、取得後は自家消費野菜を作る予定とのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

82番、売買による所有権移転です。新堀新田の田1筆2,887㎡で、対価は㎡あたり520円です。譲受人の方は認定農業者であり、経営規模拡大のための農地取得とのことです。

83番、売買による所有権移転です。泉新田の田2筆5,596㎡で、対価は㎡あたり447円です。譲受人は認定農業者であり、経営規模拡大のための農地取得とのことです。

84番、売買による所有権移転です。青木新田の畑1筆152㎡で、対価は㎡あたり7,566円です。こちらの農地は宅地と隣接しており、その宅地を含めて売買するため対価が高くなっております。農地取得後は自家消費野菜を作る予定ということです。申請理由は経営規模拡大のためです。

85番、売買による所有権移転です。塩沢の田1筆1,265㎡で、対価は㎡あたり791円です。申請理由は新規就農のためで、取得後は引き続き田として耕作をする予定とのことです。

86番、売買による所有権移転です。大木六の田1筆1,618

m²で、対価はm²あたり 618 円です。譲受人は認定農業者であり、経営規模拡大のための農地取得とのことです。

87 番、坂戸の畑 1 筆 163 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は譲受人の自宅に隣接している農地で、取得後は自家消費野菜を作付けする予定とのことです。申請理由は新規就農のためです。

88 番、市野江乙の畑 2 筆 1,403 m²、使用貸借権の設定で、期間は 20 年間です。こちらの農地は国土調査によって農地として認定された土地で、譲渡人が農業者年金を受給するために使用貸借権を設定するものです。

89 番は農業者年金受給のための使用貸借権の再設定ですので、説明を省略させていただきます。

第 2 号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

18 ページ 84 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。18 ページ 84 番案件は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、84 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(10 番西野委員着席)

先に承認された案件を除く案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は全て承認されました。

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

21 ページをご覧ください。今月の5条申請は10件です。34番、海士ケ島新田の田1筆216㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築です。資料については4-6ページです。申請の内容ですが、譲受人が母の土地で一般住宅及びカーポートを建築したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第二種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであ

り、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

35番、水尾新田の田1筆205㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築です。資料については7-9ページです。申請の内容ですが、子どもの成長に伴い現在の住宅が手狭になってきたことから、譲受人が祖母の土地で一般住宅を建築したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第二種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

36番、水尾新田の田2筆34.73㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は車庫建築です。資料については10-12ページです。申請の内容ですが、土地の分筆調査の際、亡くなった父が建築した車庫が農地にはみ出していることが判明したため、現況に合わせて車庫建築のための転用をしたいというものであります。また、亡くなった父は昭和62年頃に車庫を建築したということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第二種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な車庫に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

37番、坂戸の登記宅地、現況畑の1筆200.4㎡、売買による所有権移転で、転用目的は駐車場設置です。資料については13-15ページです。申請の内容ですが、申請地を譲受け、自宅建て替えに伴い既存の車庫が使えなくなるため、新たに駐車場を設置したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第二種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な駐車場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

38番、塩沢の田1筆1,267㎡、売買による所有権移転で、転用目的はアパート建築です。資料については16-18ページです。申請の内容ですが、申請地を譲受け、アパートを建築したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第一種農地ではありますが、集落に接続した農地を共同住宅と駐車場に使用するものであり、配置計画から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

これ以降の申請は一時転用です。

39番、山崎の田4筆7,170㎡、賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料については19-21ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年10月1日から令和7年6月30日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

40番、芹田の田2筆5,576㎡、賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料については22-24ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年10月1日から令和7年4月30日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

41番、芹田の田3筆の内555㎡、賃借権の設定で、転用目的は仮設道路です。資料については22-24ページです。40番案件に関連する案件です。内容は砂利採取に伴う仮設道路のための一時転用の申請で、期間は令和5年10月1日から令和6年3月31日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取に伴う仮設道路のための一時転用であるため許可相当であると考えています。

42番、田崎の田2筆5,744㎡、賃借権の設定で、転用目的は陸砂利採取です。資料については、25-27ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年10月1日から令和7年6月30日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考え

ています。また、30 a を超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

43 番、吉山新田の田 1 筆 2,916 m²、賃借権の設定で転用目的は陸砂利採取です。資料については 28-30 ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までであります。

この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。

以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

21 ページ 38 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。21 ページ 38 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、38 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については全て承認されました。

日程10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

25ページからになります。全部で8件です。

684番、浦佐の田2筆、売買による所有権移転で、価格は㎡あたり747円です。こちらは7月総会の所有者から新潟県農林公社への所有権移転についての案件と関連しておりまして、今回は実際に新潟県農林公社から買い受ける担い手の方への所有権移転の申請をするものです。資料は31ページをご覧ください。申請理由は中間管理機構を通しての売買です。

685番、山崎新田、茗荷沢、浦佐の登記田畑、現況田7筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。申請理

由は経営規模拡大のためです。

686 番、687 番は同じ借受人の方の案件です。

686 番、宮の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

687 番、宮の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

688 番、689 番は同じ借受人の方の案件です。

688 番、思川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

689 番、吉里の田畑 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

690 番、樺野沢の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は総額 35,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

691 番は賃借権の再設定となりますので、説明を割愛させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員 15 番関晃委員の除斥を求めます。

(推 15 番関晃委員退席)

25 ページ 684 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ 684 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、684 番案件は原案のとおり承認されました。関晃委員の除斥を解きます。

(推 15 番関晃委員着席)

続いて、推進委員 6 番関佐智委員の除斥を求めます。

(推 6 番関佐智委員退席)

25 ページ 686 番、687 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ 686 番、687 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、686 番、687 番案件については原案のとおり承認されました。関佐智委員の除斥を解きます。

(推 6 番関佐智委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません

か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。

先に承認された案件を除く他の案件については原案の通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案については全て承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(9時45分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(10時30分再開)

日程11 協議第1号 あっせん基準の改定について

日程12 協議第2号 あっせん基準作成協議会の設置について

議 長

日程11 協議第1号 あっせん基準の改定について

日程12 協議第2号 あっせん基準作成協議会の設置についての2件を一括議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

(協議第2号朗読)

最初に、農地移動適正化あっせん基準について簡単に説明させていただきます。農業委員会におきましては、年間を通して農地のあっせん事業というものを実施しております。このあっせん事業によりまして、担い手の方の経営規模拡大や農地の集団化・集約化を図っております。その農地のあっせんにおける売買による所有権移転や、賃借権の

設定などの農地の権利移動をする際の基準を定めたものがあっせん基準というものになります。あっせん基準の中では、どういう方に農地の権利を異動させるのか、農地のあっせんの優先順位、あっせんの手続き、担い手の方の基準面積などが定められております。

それを踏まえまして、協議第1号の内容に入らせていただきます。このたび農業経営基盤強化促進法が改正され、4月から改正後のものが施行されております。改正の詳細については省略させていただきますが、法律改正によりまして、地域計画や目標地図の作成、それから農業を担う者ということで、そういう方を地域計画の中で位置づける必要があるのですが、こういった法律改正に伴いまして、現行の農地移動適正化あっせん基準の条文の文言を修正する必要があります。そこで、来月農地特別委員会を開催し、その中で審議をしたいので、農地特別委員会への付託について協議をしていただくというものです。

続きまして、協議第2号の内容ですが、農地移動適正化あっせん基準に関しては、議案の中に記載がありますように、国が定めた農地移動適正化あっせん基準実施要領というものがあります。その実施要領の中において、あっせん基準の作成・改定を行う際は市町村、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区などの関係団体からなる協議会を設置し、意見を聞くものというように定められております。その協議会を設置し、意見を伺った中で、協議第1号にあったように農地特別委員会での審議を行いたいと思います。

また、あっせん基準の改定の内容ですが、法律改正に伴う文言の修正のみとなっております、あっせんの手続きやあっせんの基準面積が変わるものではありません。つきましては、各関係機関に持ち回りで意見照会を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。

協議第1号 あっせん基準の改定について

協議第2号 あっせん基準作成協議会の設置については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、

協議第1号 あっせん基準の改定について

協議第2号 あっせん基準作成協議会の設置については原案のとおり承認されました。

日程13 その他

議長

日程13 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員13番篠田委員。

13番篠田委員

幹事会からの連絡です。

・議場の使用マナーについて

以上です。

議長

篠田委員、ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。農業委員17番大平委員。

17番大平委員

先ほどの休憩中に開催されました農政特別委員会の結果についてご報告いたします。

前回の総会のとくに話のありました、認定農業者との意見交換会と青年農業者との意見交換会を一緒にしたらどうかという提案についてですが、本日協議いたしました結果、一緒にするということで話がまとまりましたので、ご

報告させていただきます。つきましては、本年11月に開催が予定されていた青年農業者との勉強会は中止となりましたので、そちらについても併せてご報告させていただきます。

以上です。

議長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、大平委員ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。農業委員14番片桐京委員。

14番片桐京委員

食育部会からのお知らせです。

当農業委員会では、市内の小学校5年生を対象とした食育出前授業を実施しております。

内容としては、ぬか釜でご飯を炊き、ご飯が炊ける間に米作りと食育に関する講話を行うというものです。

今年度は5校が対象となっており、大和地域の学校につきましては前委員の任期中に実施済みです。残り3校に関しましては、北辰小学校、城内小学校、塩沢小学校が残っており、まだ詳細なところまで日程が詰められていないのですが、いずれも10月下旬から11月上旬にかけての実施が計画されています。北辰小学校は六日町、五十沢地区の委員さん、城内小学校は城内、大巻地区の委員さん、塩沢小学校は塩沢、石打地区の委員さんに担当していただきますので、ご協力をお願いします。

具体的な役割分担については次回総会以降に決めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐京委員ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。一之谷係長。

一之谷係長

皆さんもご存じかと思いますが、来週から農地パトロールが始まります。そのことについて、本日の総会の休憩中にA4の日程一覧表を配布させていただきました。見ていただきますと、伺います事務局の職員、使用する公用車の種類、集合場所等が記載されております。先月皆様にご案内ということで、集合時間、それから持ち物などを記載したものを配布させていただいたと思うのですが、今一度確認させていただきます。作業着、長靴、名札については忘れないようお願いいたします。それから、農業委員会のキャップと腕章ですが、こちらは当日伺います事務局の人間が持参しますので、それをつけてパトロールをしていただきますようお願いいたします。

連絡は以上です。

議長

ただいまの連絡について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら、当日はよろしくをお願いいたします。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、私の個人的な話で農業委員会とは直接関係のない話になりますが、少しお話をさせてください。

先般の水不足の折に城内地区では激しい雷雨が観測されました。そのとき、ある地区の用水路のつなぎ目、ベンチフリュームの金具部分が落雷ですべて破裂してしまうという現象が生じました。こんなことは今まで見たことがありませんでしたが、やはり雷というものは稲を实らせるための稲の夫、稲妻という側面だけでなく、非常に怖い部分もあるということです。夕立や雷雨には十分に注意していただければと思います。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、本日の

総会は終了させていただきます。

(10時46分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 年 月 日

南魚沼市農業委員会会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

樋 口 隆

会 議 録 署 名 委 員

小 幡 武 重
